

神戸市の景観施策

神戸市では、昭和53年10月に「神戸市都市景観条例」を制定し、神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくるための施策を推進してきました。この条例は、神戸の恵まれた自然と海・坂・山という変化に富んだ地形を活かしながら、美しいまちなみの形成を図り、すべての人が住み続けたい、また訪れてみたくなる魅力あふれる都市の実現をめざすものです。

また、平成16年6月に「景観法」が制定されて、神戸市でも景観法を活用するために必要な条例の一部改正等を行いました。

この条例と景観法に基づき、神戸市では次のような都市景観施策に取り組んでいます。

1. 地域・地区指定による景観形成

都市景観の形成の上で、特に重要な地域・地区を「景観計画区域」、「都市景観形成地域等」、「伝統的建造物群保存地区」などに指定し、重点的に景観誘導を図っています。

また、神戸市全域を「景観形成指定建築物等届出地域」に指定しています。

1-1 景観計画区域

景観法に基づき、良好な景観の形成に関する計画を定める区域で、現在、以下の7つの区域を景観計画区域として指定しています。

地区名	都市景観形成地域 指定年月日(※)	景観計画区域 移行日	面積
北野町山本通	S54.10.30	H18.2.1	約 32 ha
税関線沿道	S56.6.30		約 36 ha
旧居留地	S58.6.1		約 22 ha
神戸駅・大倉山	S60.3.20		約 60 ha
須磨・舞子海岸	S63.9.10		約 179 ha
岡本駅南	H2.10.15		約 11 ha
南京町	H2.10.15		約 4 ha

(※) 条例に基づく「都市景観形成地域等」として指定後、景観法の制定に伴い、景観計画区域に移行しました。



北野町山本通のまちなみ



旧居留地のまちなみ

1-2 都市景観形成地域の指定

「みなと神戸」の顔である都心ウォーターフロントに位置する次の7地域を、都市景観条例による都市景観形成地域に指定しています。

地区名	都市景観形成地域 指定年月日	面積
ハーバーランド	H19.8.29	約 24 ha
波止場町・メリケンパーク		約 33 ha
新港突堤西		約 44 ha
震災復興記念公園周辺		約 21 ha
H A T神戸		約 73 ha
ポートアイランド西		約 45 ha
兵庫運河周辺	H25.7.1	約 360 ha

1-3 景観形成指定建築物等届出制度

景観計画区域、都市景観形成地域等以外の神戸市全域を都市景観条例による「景観形成指定建築物等届出地域」に指定し、一定規模以上の建築物・工作物の建築などに対して届出を求め、必要な助言・指導を行っています。

■ 建築物等

区 域		届出対象建築物等
市街化区域	商業地域	高さ 31m又は建築面積 2000 m ² を超える建築物・工作物
	その他	高さ 20m又は建築面積 2000 m ² を超える建築物・工作物
市街化調整区域		高さ 15m又は建築面積 1000 m ² を超える建築物・工作物

■ 屋外広告物

神戸市屋外広告物条例に基づく許可申請を要するもののうち、

高さ 4m を超えるもの又は、敷地内の表示面積の合計が 20 平方メートル以上のもの。

1-4 伝統的建造物群保存地区

景観計画区域及び都市景観形成地域内において、伝統的な建造物群及びこれと一体的にその価値を形成している環境を保存する必要がある地区については、文化財保護法に基づく「伝統的建造物群保存地区」に指定します。

保存地区内において、建物などの新築、除却、土地の形質の変更などを行うときは、市長及び教育委員会の許可が必要となります。

昭和 54 年 12 月 27 日に、北野町山本通地区（約 9ha）を保存地区に指定しています。

2. 神戸らしい眺望景観・夜間景観

2-1 眺望景観

市民公募により平成 20 年 2 月に「神戸らしい眺望景観 50 選.10 選」を選定し、変化に富んだすばらしい眺望景観を保全・育成し、優れた眺望景観を次世代へ引き継いでいくための規制誘導を行っています。

また、視点場に針をモチーフにしたサインを設置するなど（現在 15 か所）、ビューポイントからの眺めを神戸のまちの魅力として積極的に情報発信しています。



ビューポイントサイン
(東灘区・保久良神社)

さらに、平成 22 年からは、眺望景観を保全・育成するため、下記のとおり、建築物等の誘導基準の運用を開始しています。

	眺望点	誘導基準
平成 22 年 7 月施行	ポーアイしおさい公園 元町 1 丁目交差点（大丸前）	・ 建築物等の高さ ・ 建築物等の幅
平成 25 年 4 月施行	須磨海浜公園	・ 建築物の高さ ・ 建築物等の色彩 ・ 屋外広告物の意匠



しおさい公園からの眺め

2-2 夜間景観

神戸らしい夜間景観にさらに磨きをかけ、「デザイン都市・神戸」の都市ブランド力を高めるため、「神戸市夜間景観形成実施計画」を平成 24 年 3 月に策定し、同計画を着実に実行するため、有識者や照明専門家、地域団体、事業者等で構成する「神戸市夜間景観形成実施計画推進委員会」において、事業の具体化に向けた検討を行っています。また、地域団体と一緒に重点地区での夜間景観形成ガイドラインを策定するとともに、照明アドバイザーの派遣、照明整備等への助成を行い、地域団体や民間事業者による良好な夜間景観形成を支援しています。

神戸都心夜景 10 選（平成 24 年 12 月公募により選定）より



高浜岸壁より



旧居留地地区・明石町筋

3 市民主体の景観まちづくりの推進

3-1 景観形成市民団体の認定

身近な都市景観の形成を図ることを目的とした市民団体を、「景観形成市民団体」として認定し、技術的支援や活動助成を行っています。現在、次の12団体を認定しています。

団体名	認定年月日
北野・山本地区をまもり、そだてる会	S56.9.4
旧居留地連絡協議会	S60.12.13
美しい街岡本協議会	H3.7.25
南京町景観形成協議会	
トアロード地区まちづくり協議会	H14.7.15
栄町通まちづくり懇談会	
新長田駅北地区東部いえなみ委員会	
魚崎郷まちなみ委員会	
三宮中央通りまちづくり協議会	H15.9.12
神戸元町商店街まちなみ委員会	
有馬まちなみ景観委員会	H16.3.26
もとまちハーバー懇談会	H20.1.30

3-2 景観形成市民協定の認定

市民相互による都市景観の形成を目的とした協定について、「景観形成市民協定」として認定しています。現在、次の9協定を認定しています。

地区名	締結年月日	認定年月日
トアロード地区	H9.4.28	H10.10.1
新長田駅北地区東部	H10.7.6	
栄町通	H10.7.10	
魚崎郷地区	H10.7.13	
新長田駅北・西地区	H11.10.22	H12.2.14
三宮中央通り	H14.9.27	H15.9.12
神戸元町商店街	H15.6.6	
有馬地区	H15.12.17	H16.3.26
ハーバーロード	H19.11.16	H20.1.30



有馬地区のまちなみ

←魚崎郷地区景観形成市民協定

4 景観形成重要建築物等指定制度

歴史的な建築物や地域のシンボルとなっている建築物など景観上重要な建築物等について、「景観形成重要建築物等」の指定を行い、保全・活用を図る制度を設けています。令和元年度より茅葺民家についても初めての指定を行っています。

現在、次の近代洋風建築物 22 棟、茅葺 2 棟の計 24 棟を指定しています。

名 称	指定年月日	名 称	指定年月日
神戸文学館	H12. 3.29	旧ドレウエル邸（ラインの館）	H28. 6. 1
神戸市文書館	H12. 3.29	野々村家住宅（旧坂家住宅）	R1.5.28
神戸北野美術館	H12. 3.29	山本家住宅	R1.5.28
神戸市立博物館	H12. 3.29	清内家住宅	R1.5.28
旧居留地 38 番館	H12. 3.29		
海岸ビル	H12. 3.29		
海岸ビルテング	H12. 3.29		
兵庫県公館	H12. 3.29		
ファミリアホール	H12. 3.29		
神戸市水の科学博物館	H12. 3.29		
石川ビル	H12. 3.29		
神戸ハーバーランド煉瓦倉庫	H19.11.30		
デザイン・クリエイティブセンター神戸	H23. 3.11		
F 家住宅	H23.10.28		
T 家住宅	H23.10.28		
ロイ・スミス館	H24.12. 3		
新港貿易会館	H26. 3.18		
みなと異人館	H26. 3.18		
後藤家住宅	H26.12.17		
O 家住宅	H28. 2. 2		



旧居留地 38 番館



デザイン・クリエイティブ
センター神戸



旧ドレウエル邸
（ラインの館）



山本家住宅

5 その他

このほかに、市民の景観に対する理解と意識を高めいただくため、神戸市都市デザイン賞などの普及啓発活動や、まちなみの形成に対する景観形成助成などを実施しています。